

2018年6月12日

株式会社サンフラワー 御中

機密保持に関する誓約書

(以下、「当社」という。)は、当社による本誓約末尾記載の案件(以下、「本案件」という。)の取得等を検討することを目的(以下、「本件目的」という。)として、株式会社サンフラワー(以下、「貴社」という。)から開示される情報について、以下の事項を遵守することを誓約(以下、「本誓約」という。)致します。

第1条(定義)

本誓約において機密情報(以下、「機密情報」という。)とは、口頭、書面、電子媒体(電子メール等)又はその他の開示方法を問わず、貴社が当社に開示する本件目的に係る一切の情報とする。

第2条(機密保持)

当社は、本誓約における機密情報を本件目的のためにのみ使用するものとし、貴社の書面(但し、貴社が認めた場合は口頭)による事前の承諾なしに第三者に開示しないものとする。但し、機密情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りではない。

- (1) 貴社から開示された時点で、既に公知となっていたもの
 - (2) 貴社から開示された後、当社の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
 - (3) 貴社から開示された時点で、既に当社が機密保持義務を負うことなく適法に保有していたもの
 - (4) 当該機密情報の開示に関して、正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく当社が入手したもの
2. 以下に掲げる者は、前項にいう第三者には該当しないものとする。
- (1) 本件目的のために必要な範囲内の当社の取締役、執行役、監査役、従業員(以下、総称して「役職員」という。)
 - (2) 本件目的のために当社が依頼する弁護士、税理士、公認会計士、司法書士、不動産鑑定士(以下、総称して「専門家」という。)